

税務経理

●昭和24年10月25日 第3種郵便
物認可●発行/毎週2回火・金曜
日(但し祝日を除く)●発行所/時
事通信社 東京都中央区銀座5丁
目15番8号 〒104-8178
©時事通信社2013

目次

【検 証】租税判決から見た不動産の時価―適正な評価を目指して―(44)……………2	【第一線】滞納整理機構を継続強化―岡山県と県内27市町村/自宅で住民税申告書作成 可能に―茨城県取手市など……………12
【税制・税務の動き】地方公務員給与下げへ交付税圧縮を―歳出削減策で報告書・財政審/ 地方公務員給与、4月からの削減困難―地財審など……………14	【経理のページ】4〜12月期、いずれも増収―大手損保5社など……………16
【税金周辺情報】12年の百貨店売上高、16年ぶりプラス―震災の反動、衣料品堅調、など……………17	【税金周辺情報】12年の百貨店売上高、16年ぶりプラス―震災の反動、衣料品堅調、など……………17
【私の苦心】「新米税務課長煩悶中」―石川県野々市市民生活部税務課長 高橋賢一……………20	

フォーラム

消費税は外税にせよ

消費税は原則としてすべての取引にかかる。商品、サービスの買い手が負担して、売り手がそれをいわば預かって納税する。本来、買い手に転嫁することを前提とする制度である。しかし、その転嫁が実際上容易ではなく、売り手は消費税を負担せざるを得ず経営の困難を来す。それを助長しているのが内税方式である。

もちろん、売り手が値段を付けるときに消費税を乗せるかどうかは自由である。しかし、内税方式が一般的な今日、外税にするとお客が逃げやす

弁護士・神戸大学名誉教授
阿部 泰隆

いので、売り手の選択の自由が實際上制限されている。買い手が値段を付けるときは、売り手には価格交渉力が不足するので、消費税を乗せよと主張しても、なかなか通らない。例えば、原稿料が10万円のと、消費税抜きで1万円の源泉徴収をして支払う出版社がある。これは内税方式だという説明がある。しかし、額面が消費税導入前と同じであれば、消費税分原稿料を一方的に値下げされたことになる。

この例では、出版社は、自ら本を売るときは、

外税で消費税を回収しているのに、原稿を買うときは、消費税を払わないで済ましていることになる。これでは消費税のために出版社は得して、消費税課税事業者だけが損する。消費税が導入されたときに、出版社は消費税課税事業者だと申告されたら応ずるという話し合いをしたと聞か、いまだ徹底されていない。このような不合理は内税方式にしているためであり、一般に外税にしなければならぬと決めれば解消する。これは何も執筆業者ばかりではなく、中小企業など価格転嫁力が足りない事業者みんなの問題である。財務省は、消費税を内税にして、税金を取りやすいようにごまかしたが、外税方式を義務付けるべきである。その上、内税方式の場合の源泉徴収にも間違いがある。10万円を内税で受け取った者の収入は、 $100000 \div 1.05 \times 1.00\% = 9523.8$ 円になる。残りの4762円が消費税である。そこで、源泉徴収されるべきは9523円である。それなのに、国税庁は1万円を源泉徴収するのを原則としている(平成24年版 源泉徴収のあらまし)。これは消費税分から源泉徴収しているもので、二重課税である。

もちろん、所得税の確定申告の際に計算し直して取り戻せるが、民に余分な手間暇をかけさせる。内税方式でも、消費税分は源泉徴収の対象外とするように取り扱いを変更すべきである。



時事通信社